

## 1. 危険品輸送に関わる商法の改正について

KS/R A制度の一部改正により、「特定荷主」の確定行為は各フォワーダーが実施することとなっているが、市場原理の働く荷主とフォワーダーとの関係で安全性を担保するのではなく、国が航空安全の確保に第一義的な責任を果たされたい。また、危険品輸送に関する荷主への啓蒙活動・教育訓練については危険品輸送時などにおいて、荷主が危険品に該当するものとししないものを理解していない知識不足や、責任の重さを認識していないケースが散見されている。危険品輸送に関わる商法の改正を視野に入れた議論がされているが、法改正に向けて、荷主が最低限の知識と、危険品を取り扱う責任の重さを認識させるための取り組みを検討されたい。

### 【回答】

本年2月、法制審議会が全会一致で決定した「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」においては、危険物の適切な取扱いによる運送の安全確保を図るため、荷送人の運送人に対する私法上の通知義務を新設、荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないこととされました。

法務省としては、法制審議会の答申を踏まえ、できる限り速やかに、国会に商法改正法案を提出できるよう作業を進めており、また、法案成立後には、その周知・広報に努めてまいりたく、これらの点について貴会の御理解、御協力を賜れば幸いです。

## 2. 出入国審査の迅速化の促進策について

法務省が主体となった「訪日外国人2,500万人時代の出入国管理行政検討会議」での中間報告のその後をふまえ、4空港で実施されている自動化ゲートの運用状況について明らかにされたい。また、観光庁とも、以下の取り組みを行うよう積極的に連携されたい。

（具体的検討項目）

- (1) 主要空港でのブース増設や審査官の柔軟な配置、自動化ゲートの導入空港の拡大。

### 【回答】

ブース増設について主要空港の上陸審査ブースについて、平成27年度においては、法務省による整備で羽田空港4ブース、新千歳空港8ブース、那覇空港6ブースの増設を行っています。また、平成28年度においては、国土交通省による整備

で、関西空港 41 ブース、新千歳空港 3 ブースの増設を予定しています。引き続き関係省庁と協力し、出入国審査体制の整備に努めて参りたいと考えています。

入国審査官の柔軟な配置等については、入国審査官の増員について、平成 27 年度においては、成田空港 58 人、羽田空港 13 人、中部空港 13 人、関西空港 39 人、新千歳空港 19 人、福岡空港 36 人、那覇空港 12 人の増員を行ったほか、年度途中の平成 27 年 12 月には、関西空港 45 人、那覇空港 12 人の緊急増員が措置されています。また、平成 28 年度においては、成田空港 30 人、羽田空港 28 人、中部空港 8 人、関西空港 28 人、新千歳空港 12 人、那覇空港 20 人の増員が認められているところ、これらの人員を活用して、審査場の混雑状況等に応じた機動的な配置に一層努めることとしています。

自動化ゲートの導入空港の拡大については、自動化ゲートを活用した出入国審査の迅速化は観光立国実現につながる有効な方策の一つであると考えており、自動化ゲートの利用促進を図りつつ適切に対処したいと考えております。

指紋及び顔写真からなる個人識別情報を活用することで、事前に利用希望登録を行った日本人及び一定の要件に該当する外国人（再入国許可を受けているなど）、空港の審査場に設置された自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入（帰）国手続が可能となるシステムであり、平成 19 年度から出入国審査の迅速化を図るために順次導入しているものです。導入状況について成田・羽田・中部・関西の 4 大空港の各審査場 4 台の配備を基本として、現在、計 70 台を整備しています。

利用状況については、自動化ゲートの利用者数は、平成 19 年の導入当初から毎年増加しており、平成 27 年においては日本人 204 万 8,942 人（対前年比 30.5 パーセント増）、外国人 18 万 1,034 人（同 50.6 パーセント増）であり、総数は 222 万 9,976 人（同 31.9 パーセント増）と過去最高の利用者数でした。また、平成 27 年における自動化ゲートの利用希望者登録数についても、日本人 16 万 5,389 人（対前年比 38.4 パーセント増）、外国人 1 万 6,042 人（同 57.0 パーセント増）であり、総数は 18 万 1,431 人（同 39.9 パーセント増）と過去最高でした。

(2) 地方空港におけるチャーター便やクルーズ船の出入国審査の迅速化と接遇向上における、臨船審査の活用などの取り組み。

**【回答】**

地方空港におけるチャーター便やクルーズ船の出入国審査の迅速化について地方空港におけるチャーター便への対応としては、チャーター便の離発着に合わせて審査要員を機動的に派遣しているところ、平成 27 年 7 月の緊急増員においては、大阪入国管理局及び福岡入国管理局に各 10 人の入国審査官を、機動的に派遣

する要員として増配置しています。

また、クルーズ船への対応としては、平成 27 年 1 月 1 日から、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として「船舶観光上陸許可」制度の運用を開始したところです。この制度においては、一般の上陸審査と比べ、個人識別情報の取得（※）や出入国記録（いわゆる ED カード）の記載内容等を簡素化するなどし、簡易な手続で上陸を許可しております。

※ 一般上陸申請時は、指紋及び顔写真を取得しているところです。船舶観光上陸許可申請時には、指紋のみ取得することとしている。

我が国の海港に入港後の上陸審査を短縮させることを目的として、あらかじめ外国の出発地に派遣した入国審査官がクルーズ船に乗り込み、公海上において個人識別情報の提供を受けるなど、クルーズ船が我が国の港に到着するまでの間に上陸審査の準備を行う海外臨船審査の実施に向けて準備しているところです。

海外臨船審査を行う場合、公海上の外国籍クルーズ船内において個人識別情報の提供を受けることとなるため、現在、我が国に就航しているクルーズ船の船籍国（10 カ国）に対して、当該提供を受けることについて同意を求めているところです。

現在、一部の国から同意する旨の回答を受けており、まずはそれらのクルーズ船から海外臨船審査を行うべく、準備を進めており、準備が整い次第速やかに実施してまいります。

### 3. 保安検査の迅速化と接遇向上について

クルーズ船出発・着岸時について、地方港を中心に税関検査や保安検査に時間を要するため、利用者が苦慮するケースが増えている。また、日本発着の外国船クルーズについては、外国出港後に寄港する日本の港において、最終下船でない場合は、下船の都度申告書の記入などの手間が生じている。安全・安心の観点もふまえて、迅速な対応が図れるよう柔軟な検査官の配置や指紋登録など、利便性の向上に取り組まれない。また、グローバル化の進展により、世界各地で発生した感染症をはじめとした病原体の国内への汚染が懸念されることから、可能な限りの検疫体制強化を図る取り組みを講じられたい。

（検疫については厚生労働省所管）